

（後退灯）

第四十条 自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車並びにこれらによりけん引される被けん引自動車にあつては、この限りでない。

2 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後退灯）

第58条 後退灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条第2項の告示で定める基準は、別添72「後退灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添72「後退灯の技術基準」4.1の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については4.4.及び別紙1の2.に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添72「後退灯の技術基準」の1.ただし書、2.7.、2.8.及び5.1.1.括弧書の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.4.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止装置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙1の3.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 後退灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

（後退灯）

第136条 後退灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 後退灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm²以上（平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える後退灯にあつてはその光度が5000cd以下（主として後方を照射するための後退灯にあつては300cd以下））であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

二 後退灯の灯光の色は、白色であること。

三 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

3 後退灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

イ 長さが6mを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗員定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）にあつては、2個、3個又は4個

ロ それ以外の自動車にあつては、1個又は2個

二 後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、前号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。

三 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であつて、その自動車の構造上地上1.2m以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが0.25m以上となるように取り付けられなければならない。

四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。

また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。ただし、第2号のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でな

ければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六 後退灯は、前各号に規定するほか、第128条第3項第5号の基準に準じたものであること。

七 後退灯は、点滅するものでないこと。

八 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

（後退灯）

第214条 後退灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 後退灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm²以上（平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える後退灯にあつてはその光度が5000cd以下（主として後方を照射するための後退灯にあつては300cd以下））であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
 - 二 後退灯の灯光の色は、白色であること。
 - 三 後退灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯
- 3 後退灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。
 - イ 長さが6mを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗員定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）にあつては、2個、3個又は4個
 - ロ それ以外の自動車にあつては、1個又は2個
 - 二 後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、前号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。
 - 三 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であつて、その自動車の構造上地上1.2m以下に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが0.25m以上となるように取り付けられなければならない。
 - 四 後退灯は、変速装置（被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置）を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。ただし、第2号のただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあつては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けることができる。この場合において、独立した操作装置を有し、点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるよう取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるよう取り付けられない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合にあつては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六 後退灯は、前各号に規定するほか、第206条第3項第5項の基準に準じたものであること。

七 後退灯は、点滅するものでないこと。

八 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げた性能を損なわないよう取り付けられなければならない。

4 次に掲げる後退灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯